

第13回浜田市農業委員会総会会議議事録

平成28年2月19日 午前9時30分

浜田市役所 4階 講堂 A B C

1. 出席委員

1 番	原田 義一	2 番	岡田 勝	4 番	近重 良治	6 番	三浦 万人
7 番	牛尾 博美	8 番	小川 明人	9 番	佐々岡常喜	10 番	大谷 数義
11 番	齋藤 久行	13 番	小谷 保雄	15 番	小松原常雄	16 番	三浦 寿紀
17 番	狭間 延雄	18 番	松山 純久	19 番	安床 俊雄	20 番	川方 耕治
21 番	岡堂 正顯	22 番	三明多佳志	23 番	原田 和義	24 番	神田 進
25 番	岡本 嗣喜	26 番	宮崎 龍生	27 番	渡辺 弘之	28 番	大屋 幸
29 番	渡邊 弘登	30 番	三浦 博文	32 番	野上 省三	34 番	玉田 一
35 番	埜本 徹夫	36 番	徳田マスエ	37 番	岩田 功		

2. 欠席委員

3 番	廣瀬 康友	5 番	林 秀司	12 番	橋本 安延	14 番	岡本 健治
31 番	岩地 正男	33 番	佐々木京子				

3. 事務局出席職員 川神事務局長、河野農地係長、深ヶ迫主任主事、佐々木主任主事

会 長 | おはようございます。ただいまから第13回浜田市農業委員会総会を開催いたします。本日の欠席委員は、3番の廣瀬委員、5番の林委員、12番の橋本委員、14番の岡本委員、31番の岩地委員、33番の佐々木委員以上6名の方から欠席の届出が出ております。

なお、本日の議事録署名者は、32番の野上委員、34番の玉田委員です。よろしくお願ひします。

では、議事に入ります。議第1号、農用地利用集積計画の策定について、議決

会 長 | を求めます。それでは事務局の説明をお願いします。

事 務 局 | おはようございます。それでは座って説明させていただきます。
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の策定について審議のうえ農業委員会の議決をいただきたいと思います。
それでは、農用地利用集積計画について農業委員会の深ヶ迫主任主事より説明させていただきます。

事 務 局 | (農業委員会 深ヶ迫主任主事)
おはようございます。農業委員会の深ヶ迫です。よろしくお願いします。
それでは座って説明させていただきます。お手元の方に農用地利用集積計画(案)と利用集積一覧表をお配りしておりますので、そちらをご覧ください。農用地利用集積計画(案)についてですが、農業者の皆さまからの申し出に基づいて計画の方を策定しております。今回、申し出のありました利用権設定は、9件31筆、32,389㎡となっております。
申し出のありました利用権設定につきましては、農業経営基盤強化促進法の第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。公告日は2月26日を予定しており、利用権設定については開始日を3月1日以降としております。農用地利用集積計画(案)については以上です。ご審議の程よろしくお願いします。

会 長 | 以上で事務局の説明が終わりました。委員の皆様方からご意見ご質問がございましたら、ご発言願います。

委 員 | (ありませんの声)

会 長 | 無いようですので、質疑を打ち切ります。今回の農用地利用集積計画案についてご承認いただける方の挙手をお願いします。

委 員 | ~全委員 挙手

会 長 ありがとうございます。それでは、ご承認いただきましたので、そのように
処理をいたします。

会 長 続きまして、議第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局
の説明をお願いします。

事 務 局 農業委員会等に関する法律 第6条第1項第1号の規定により、農地の所有権
移転や農地の転用などの審議をお願いします。

農地法第3条申請についてご説明いたします。

農地法第3条申請では、農地を耕作目的で売買、貸借、贈与など、所有権の移
転や使用収益権の設定、移転などについて審議いただきます。

総会資料3ページからになります。また、別冊の『総会案件現況写真』及び
A3版『転用等案件箇所一覧』もご覧ください。

1号について説明します。申請地は、資料4ページ、図面番号①をご覧ください。
申請地は旭町木田の田、3,346㎡です。場所は旧木田小学校から約1.4km西
の木田7行政区です。この申請は、譲受人が売買により、申請地を取得するもの
です。このたびの申請地とあわせて譲受人の耕作面積は104a余りとなり、下限
面積基準を満たしております。

続きまして、2号について説明します。申請地は、資料5ページ、図面番号②
をご覧ください。申請地は三隅町下古和の田、外1筆の田合計1,781㎡です。場
所は市立黒沢公民館から約1.6km北東の、黒沢4区です。この申請は、譲受人が
無償により、申請地を取得するものです。このたびの申請地とあわせて譲受人の
耕作面積は219a余りとなり、下限面積基準を満たしております。

また、取得後のすべての農地を利用すること、労働力、地域との関係などをみ
ても問題なく、不許可要件である農地法第3条第2項各号には該当しないため、
許可相当であると考えます。

農地法第3条申請については、以上2件です。

会 長 ただ今、事務局から第3条申請についての説明がありました。担当委員さんか

会 長 | ら補足説明がありましたらお願いします。

会 長 | 1号につきまして、岩地委員欠席のため事務局からお願いします。

事 務 局 | はい。2月15日に雪の中ではありましたが、岩地委員と現地確認をいたしまして、問題ないと確認して頂いています。

会 長 | 2号につきまして、32番の野上委員お願いします。

第32番 | (野上 省三 委員)
32番野上です。2月12日に現地確認をいたしました。現在、〇〇〇〇さんが耕作されておりました、それを譲受けられるという事でございまして、問題はないと思いますのでよろしくお願いします。

会 長 | 以上で、第3条申請2件につきまして全ての説明が終わりました。皆様方から何かご意見ご質問がございましたらお願いします。

委 員 | (ありませんの声)

会 長 | 無いようですので、採決に入ります。
第3条申請についてご承認いただける方の挙手をお願いします。

委 員 | ~挙手 多数

会 長 | ありがとうございます。以上で農地法第3条申請については承認されましたので、そのように処理をいたします。

会 長 | 続きまして、議第3号、農地法第4条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

それでは、農地法第4条申請についてご説明いたします。

農地法第4条申請は、農地の所有者など権利を有する者みずからが農地以外の住宅や駐車場、資材置き場などの用途に転用したいというものです。

1号について説明します。申請地は、資料7ページ、図面番号③をご覧ください。申請地は金城町今福の畑、31㎡です。場所は、市立今福小学校から約430m南西の今福町内です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域外の地域で、第2種農地に該当します。当該申請の転用目的は、申請地を里道の付け替え地にしようとするものです。周囲に隣接する農地はなく、他の農地への影響はないものと思われま

す。続きまして2号について説明します。申請地は、資料8ページ、図面番号④をご覧ください。申請地は旭町市木の田、外1筆の田合計53㎡です。場所は、旧市立市木小学校から約1.6km南東の貝崎行政区です。申請地は農用地区域内、都市計画区域外の地域で、農用地区域からの除外については、島根県と協議済です。除外後の農地区分は第1種農地に該当します。転用目的は、申請地に墓地と進入路を建設しようとするものです。第1種農地の転用不許可の例外としては、居住者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置される施設に該当します。周囲は自己所有地であり、他の農地への影響はないものと思われま

す。続きまして3号について説明します。申請地は、資料9ページ、図面番号⑤をご覧ください。申請地は三隅町湊浦の畑、1,190㎡の内104.61㎡です。場所は、三保保育園から約150m南西の湊上町です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の用途指定なしの地域で第2種農地に該当します。当該申請の転用目的は、申請地に進入路を設置しようとするものです。なお、この案件につきましては、昨年の6月の総会にて既に転用許可を判断していただいている案件ですが、今回申請地の面積が4㎡間違っていることが判明し、再度正しい面積での申請がありました。周囲は自己所有地であり、他の農地への影響はないものと思われま

す。続きまして4号について説明します。申請地は、資料10ページ、図面番号⑥をご覧ください。申請地は金城町波佐の畑、外2筆の田合計1,251㎡です。場所は、波佐小学校から約500m北東の金城町波佐弋手原地区です。申請地は農用地区域内、都市計画区域外の地域で、農用地区域からの除外については、島根県と協

事務局 議済です。除外後の農地区分は第2種農地に該当します。転用目的は、申請地に農業用倉庫兼居宅兼資材置き場兼駐車場にしようとするものです。

なお、申請地がすでに農業用倉庫兼居宅に転用されており、始末書の提出がありましたので、総会資料11ページに掲載しています。周囲に隣接する農地はなく、他の農地への影響はないものと思われま

す。農地法第4条申請については、以上4件です。

会長 ただ今、事務局から第4条申請についての説明がありました。担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。

1号につきまして、岡本委員欠席ですので事務局から2号についても併せてお願いします。

事務局 はい。岡本委員と現地確認の方を確認しております。1号については資料の7ページの③の地図ですが、00番の0と00番の0の番地が5条申請地で書いてありますが、その境界が里道、赤道になっております。その赤道の所に今度、家を建てられるという事で5条申請が出ておるんですけども、その里道の付け替えと言う事で00番の00へ道を付け替えたというものです。付け替え後は浜田市の維持管理課の方が管理をする事になって

います。2号申請につきましても、橋本委員さんと現地の確認をしています。雪の中になかなか見にくかったんですが、墓とそれに伴う進入路と言う事で特に問題はないと確認して頂いております。

会長 3号につきまして、2番の岡田委員お願いします。

第2番 (岡田 勝 委員)

2番の岡田です。先程、事務局が説明しましたとおり若干面積が違っていたという事で、申請を出していただきましたのでよろしく

会長 4号につきまして、9番の佐々岡委員お願いします。

第 9 番 (佐々岡常喜 委員)

はい。今、事務局が申されたとおりでございますが、始末書も出ておりますが、この□□□さんという方は鹿児島から来て、島根の農地を買われて、当初から大変問題になっている件ですが、どう言いますか、申請と進捗状況が逆になっておりまして大変申し訳ないですが、土地を買われるにも現金を払って購入して、それから農地法の手続きをされたんですが、その後、除外をせずに農業用倉庫兼居宅、資材置場等々の整地をされ写真の様になっております。

私も注意をしたり、事務局も努力をされましたが、本人が顔を出さずに司法書士さんや業者が先行して段取りをされるような訳でして、こういう状態になっておりますが、是非認めてあげてほしいと思います。

それとここにちょっと赤道も入っておるんですよ、この屋敷の中に。屋敷の中の赤道をこの司法書士さんと□□□さんにうまい事お話をされて、赤道対応を何らかの方法で考えてくださいということは事務局を通じて言って貰ったようでございます。以上でございます。分からない事があればご質問をお願いします。

会 長 以上で、4件の4条申請につきましての説明が終わりました。委員の皆様方からご意見ご質問がございましたらお願いします。

第16番 (三浦 寿紀 委員)

はい。

会 長 はい。どうぞ。

第16番 (三浦 寿紀 委員)

16番の三浦です。この4号についてお聞きしたいと思うんですけども、先程担当委員さんの方からは、当事者の方が司法書士さんを通して色々されたと言われたんですが、そもそもその司法書士さんという方は、こういう法律だとかご存知の上でそういう業務をされているんだと思うんですが、この司法書士さんがどなたかは知りませんが、司法書士という職種を全うできる様な体制がある方なの

第16番

(三浦 寿紀 委員)

か心配なんです。そういった方なんでしょうか。

第9番

(佐々岡常喜 委員)

司法書士さんの事に関しては私はよく分からないんですが。事務局さん知っておられる限りお願いします。

事務局

はい。今回の件につきましては、司法書士さんにも後からお願いされたというのが現実でありまして、当初、この建物は昨年農業用倉庫という事で、農業委員会へ届出が出ており、それで許可をしています。200㎡未満の倉庫を作るという事だったのが、担当農業委員さん等から見るとこれは倉庫じゃなく家だと、これはどう見ても人が住む家だという話や、200㎡と言いながらコンクリ等がいっぱいあったりして、いろんところから苦情では無いんですが、「おかしいんじゃないか」とか、「どうなっとるんだ」というお話がありました。

ご本人さんも農地法の意識が薄かった所もあり、農業委員会へ相談に来られました。どうすればいいと言われるんですが、畑にするならそれでいいんですが、畑にしないなら、ちゃんと転用の手続きをしてくださいと伝えました。その足で司法書士さんへ行かれたようなんですが、司法書士さんもやってしまった後からどうにかしてと言われても、大変なんだがなと言いつつも、それまでもお付き合いのある司法書士さんだったので、手続きの方をされたという事です。

この4条申請につきましては、その辺が司法書士さんにご存じなくて、後手後手になった所があります。先程の農業用施設の届出以前にもここは3条申請とか公共廃土とか1年に1回ぐらいはいろんな手続きが出ておりまして、結局何がしたかったのか分からないような状況です。その中で、この司法書士さんが3条申請の手続きとかはされては居りますけども、公共廃土や農業用倉庫の届出は司法書士さんは関わらずにやられております。その農業用倉庫が実際には居宅だったという事例ですが、とりあえず今回できちんと転用するという事で整理をさせて頂いたというのが現実です。

会 長 三浦委員どうでしょうか。

第16番 (三浦 寿紀 委員)

はい。分かりました。ただもう1点、この図面を見ますと国道沿いの土地ですよ、という事はやはり、いろんな所から声が上がったと言われましたが、担当の委員さんもたぶんこういった所を通っておられると思うんですが、その辺で私もなんですが、農業委員としての指導監督はどの範囲まで指導していいものなのかと、私自身も自信が無いんですが、国道沿いのものですので、いろんな方が見られておられるだろうなと懸念します。今後、自分たちも農業委員の職務としてどこまで監督と言いますか、指導して行くのかというのがひとつの宿題かなと思います。以上です。

会 長 はい。佐々岡委員、ちょっと聞いていいですか。

この□□□さんという方は農業をされている方ですか。それとも建設業の方ですか。農業用倉庫を作ったり資材置場を作ったり駐車場を作ったりまあ、駐車場は分からん事も無いんですが、もうひとつはここへ大きな家が来ていますが、これが今話があった農業用倉庫という分ですか。

第9番 (佐々岡常喜 委員)

最初から言いますと、ここの下は畑なり田んぼでした。それで県が公共廃土の捨て場としてここを埋めたんですよ。購入する時点で私に相談があればこんなに3段階も4段階も難しい申請をしなくても済んだんじゃないかと思うんですが。

個人でほとんどやられまして、今、実際がこういう事になっておりますが、県の公共廃土で埋めて、「農地なのにどうするんだ」という注意をしました。注意をしましたけどそうすると、まさ土を入れて菜の花を植えておられました。まあ、これで農地で良いんじゃないかと思っておりましたら、今度は業者が来て屋敷の基礎を打って家を建てた。これが実際の現状であります。

浜田市も倉庫の許可は出したという事だったんですが、出来あがったのを見るとどう見ても倉庫ではないものが出来たので、これはまずいんじゃないかという

第 9 番 (佐々岡常喜 委員)
のが今の現状です。このまま2回も3回も同じ事を言ってもやれませんが、事務局さんもこれは農地転用をして農地の除外から始めようではないかというのが現状でございます。

私がここへ関与したのは、「埋めて農地として戻しなさいよ」という所までは関与していましたが、基礎を打って倉庫を建てられるんだな思っていたら、こんな写真のような建物が建って、「これはどうすればいいかな。」というのが現状でございます。建ててしまったので、もう、どうしようもないと言っては大変失礼ではありますが、色々とお断りの言葉も此処に載っておりますので、この始末書を認めていただけないでしょうか。

会 長 胸の内は分かりますが、この人は何をしておられる方ですか。

第 9 番 (佐々岡常喜 委員)
農業は農業なんですが、養蜂家です。

会 長 蜂を。

第 9 番 (佐々岡常喜 委員)
農業は農業で鹿児島の方でも農業家でやっておられます。それで、土地を耕す農業とは違う蜂を飼っておられて、ハウスに蜂の貸し出しをしたり、色々そういう事をしておられます。もう、波佐に来られて20年余り経っておられます。

会 長 常時、波佐に住まいしておられるんですか。

第 9 番 (佐々岡常喜 委員)
今は…

会 長 あちこちに、蜂を連れて行かれるんでしょうが。

第 9 番 (佐々岡常喜 委員)

そうですね、親は私の町内会の方で一軒家を購入されて、自分の住居なり倉庫にしておられます。それは宅地ですので構いませんが、ここは孫さんがどうも養蜂家の道に進むようでございますので、二階は孫さんの住みかになるんじゃないかという様な事でございます。

会 長 分かりました。まあ、こうなった以上どうしようもないですね。佐々岡委員が良い悪いでは無くて、こういうのが今後も出るんじゃないかと思うんですが。

今、三浦委員が言われたようにどこの範囲まで、我々が農業委員として指導するか、見るかこの辺ですね。おそらくここを県の公共廃土で埋められた時に、後は何に使いますよという事がその当時あったと思うんですが、いつ頃埋めたのか分かりませんが、それが形を変じて農業用倉庫だと言いながら立派な、坪数で言えば30坪も40坪もありそうな家なんですけど、果たしてこれが本当に農業用倉庫なのか疑いが生じる様な所ですね。

その他何かございますでしょうか。

第 2 6 番 (宮崎 龍生 委員)

はい。

会 長 どうぞ。

第 2 6 番 (宮崎 龍生 委員)

今の説明の中で赤道の件を言われましたが、その処理・処置はどのようにされているのですか。

会 長 佐々岡委員、分かりましたらお願いします。

第 9 番 (佐々岡常喜 委員)

事務局さん、先日確認した時に赤道の話をしましたよね。

事務局 はい。

第 9 番 (佐々岡常喜 委員)

司法書士さんと□□□さんがお話をされて、どこかに道を変える検討をされたらという話は事務局さんとなりましたよね。

事務局 はい。そうですね。結果から言いますと、そこはまだ整理が出来ていないというところではございます。赤道につきましては、本当は先程の③の様に、赤道が途中で途切れる様な事があってはいけないという事になっております。ですから、市の方の立場としましては、赤道に代わる道を作って名義も道路にしてくれたら市の方が無償で寄付を受け付け、管理もきちっとしますという事です。というふうに③の所はやっておられますが、ここは、そこまで出来ていないのが現状です。

農業委員会の立場としても、その辺は言っていきたいと思っておりますが、なかなか司法書士の先生とかご本人さん等に、「この赤道の件がきちんと出来ないと許可は出来ません。」というの言いにくい部分がありますし、赤道が農業委員会の管轄でない所もありまして、ちょっと懸念はしているけども、具体的に話が進んでない所ではあります。これからも指導と言いますか、話はしていきたいと思っておりますが、話が進んでないのが現状です。

会 長 よろしいでしょうか。

第 9 番 (佐々岡常喜 委員)

すいません。ちょっと赤道について、私から補足しておきます。

まだ、ここの方は地籍調査が入っていません。それと国道も昔はこんなに広くは無かったです。この居宅の様な農業用倉庫が建っておりますが、このちょっと先にもう、家は解体して今は無いですが、あそこは住宅があったんですよ。その住宅に入る道がこのガードレールがちょっと切れた所から有った様に思います。それで、赤道対策にしてもそこに立派な歩道が付いておりますが、司法書士さんや□□□さんに言わせれば、「ここに歩道が付いとるけえ赤道はええじゃないか」

第 9 番 (佐々岡常喜 委員)
という言い方もされるんじゃないかなと思います。赤道は国の管轄ですので、その辺がどうなんかなと、実際よく分かりません。それで、道幅はこれの半分くらいの昔の道でしたかね。

会 長 はい。岡本委員どうぞ。

第 2 5 番 (岡本 嗣喜 委員)
2 5 番の岡本でございます。今までの説明を受けた中ではですね、全て事後処理的なものであると感じていますが、こういった工事を先行させて着々と進めた場合は、この物をこの農業委員会で「仕方が無いので良いです。」と言って良いものかどうかと私は思うんですがいかがなものでしょうか。

会 長 はい。事務局、何か考えがありましたらお願いします。

第 3 7 番 (岩田 功 委員)
いけないと思います。

事 務 局 そうですね。現実的には倉庫と言いながら家だったという様な所もありますし、難しい所だとは十分理解していますが、これを現実問題として元に戻して畑にしてくださいと言うのもですね、はっきり言って現実的には難しいと事務局としては判断したいという所があります。十分、司法書士さんそれからご本人の□□□さんの方には、今後注意をして絶対こういう事が無いように、きちんと調べて手続きをするようにお話をさせていただきますので、これで何とか承認をして頂ければなというのが事務局の願いであります。

それと、先程も佐々岡委員さんが言われましたように、ここはまだ、地籍調査が終わっていない所もありますし、複雑に宅地とか畑とか昔はあったんでしょうけども、公図では畑と言いつつも間三角のがあったりして、はっきり言ってその辺が分からないという様な所があります。国道の買収とかでいろいろ地籍図とか

事務局 | が変わったりして、なかなか分かりにくい所でございます、その中でも一応、登記上田んぼとか畑とかが残っているという様な所で、なかなかその公図を見るだけでは判断しにくいという場所です。ですので、とりとめのない話になりましたが、今後、この件につきましては、金城支所の方でもちょっと問題になっておりますし、農業委員会それから地元の人、ちょっと問題だろうという認識は持っております、ご本人さんの方にもそういう話があってですね、どうすればいいかと農業委員会へ相談に来られたという事もあります。来られた以上、「そんな事は知らん」と言う訳にも行きませんので、遅くはなったけどきちんと転用などの手続きをしてくださいと、それをするのに自分で出来ないようであれば、知り合いの司法書士さんへ行って手続きをしてください。と指導したといういきさつもあります。

絶対だめというのも方法かもしれませんが、ご本人さんも相談に来られている経緯もありますので、今回に関しましてはなんとか、認めていただければと事務局の方では思っております。

会 長 | 4号の件についてまだ、ご意見ご質問ございますでしょうか。

第37番 | (岩田 功 委員)

はい。

会 長 | はい。どうぞ。

第37番 | (岩田 功 委員)

すいませんけど、先程の赤道の件ね、農業委員会としては全然関係ないとおっしゃるけど、やっぱり自分の土地じゃないんですから、そこらぐらいは農業委員が地域の農業委員さんと一緒に行きちゃんとしないと、先程岡本さんが言われる様に、許可は皆としては「うん」と言うのはなかなか難しいと思いますよ。

赤道いうたら人の土地だけえね。それが家の中に入っているというのは、言語道断な話であって、それもこのままにして置いたら何もなしでやってしまうんじゃない

第37番

(岩田 功 委員)

ないですか。きちんとやっておいた方が良くないですか。

第6番

(三浦 万人 委員)

言われるとおりにせめて赤道だけはね、はっきり本人に言ってもっと強い姿勢で、ぴっしゃとけじめをつけさせんさいや。全体がこういう状態の中で、最低最後の赤道ぐらいはここからここまでが赤道だと、それぐらいはっきり言ってもおかしくないと思うがね。

第37番

(岩田 功 委員)

農業委員会の管轄外だと言われればそれまでだが、でもやり得みたいに本当になってしまいますよ。先程の岡本さんの話じゃないけど。だから、それぐらいは本人に自覚させて、今日の所はこれを抜きにして採決された方が、私は良いと思いますよ。

第26番

(宮崎 龍生 委員)

はい。すいません、もう一度お願いします。

会 長

はい。どうぞ。

第26番

(宮崎 龍生 委員)

26番の宮崎です。私もこの赤道の件について旧旭町時代にね、埋め立てて建てた所があるんですけど、その分は全然昔の旭町は認めてくれませんでしたよ。その道の幅、長さは他に用意してくれと。だからこれ今、市がどのように対応しているのかと思いますよ。

それともう一点、今のこのお家の方ですよ、立派な。これは財務課か税務課か知りませんが、これは倉庫でやっているんですか、それとも住宅のあれで税の方はやっているんですか。どうなんでしょう。

会 長 事務局分かりますか。

事 務 局 すいません。そこは、どのようにされているかは分かりません。それと、赤道をどのように管理しているかというのも、こちらも認識不足のところがあって分かりません。

第 3 7 番 (岩田 功 委員)

上の写真を見ると何メートルぐらいの赤道があるんですか。

事 務 局 赤道はその×の000番の0と000番の0の所のちょっと開けてますけども、この間に里道があるかなと思います。

第 3 7 番 (岩田 功 委員)

でも、昔から赤道は1メートル幅と地籍調査でもちゃんと決めて、打って行きますからね。その1メートル幅というのが家の横を通って行くにしても、放っておいたら赤道は自分の土地になってしまいますよ。

第 9 番 (佐々岡常喜 委員)

赤道の件に対しては私も、昔どこに赤道があったかはよく分かりませんが、その辺はお年寄りの方に知恵をお借りして、何処から何処の辺まであったかを確認してみます。そして、ここの進捗状態も先程から説明していますが、農地で買って県が公共廃土で埋めたと、その時から赤道いうのは出ていてもよかったと思うんですがね。それが最近になってここの辺に赤道があるという話を聞いて、「これはやれんなあ」と。それと、この立派な建物でございますが、農業委員会としては農業用倉庫で200㎡以下のものは許可をとりませんが、それに関しては、何ら問題はないと思うんですが、この出来たものがおかしいなというのが、皆さんが一番懸念されている所だと思います。段取り的にはそんなに不味くはないと思うんですよ、農業用倉庫でその物を建てると、それで建てた物がお城の様などいうのが一番の問題なんですよ。

第 9 番 (佐々岡常喜 委員)

それと今言うこの赤道は、今私達には何処に赤道があったかは定かではありませんので、地域のお年寄りに知恵を拝借しながら「この辺とこの辺が赤道だったよ」というのをもう一回見直して、農業委員会の事務局と一緒に相談をしながらちゃんとした道筋を持って行きたいと思います。

そういう事をお願いしたいと思います。

会 長 はい。確かに言われる事は分かりますが、どうでしょうか。一部の意見としては保留にという意見もありますし、赤道については、農業委員会そのものは直接は関係ないですが、諸々のそういった事が解決しなければという声もありますし聞くんですが、皆様方にお諮りしますが、4号議案についてはどのような取り扱いをすれば良いのか。

確かに農業施設の200㎡以上のものだと思います、おそらく。こういった物を作る場合には、私、前々から言っておるんですが、建設部の方で建築確認を多分されていると思うんですね。そういった場合に本当に農業委員会にかけられて承認、あるいは県の農業会議の方で承認されたものだという確認をされた後に、市の建設部内の方で確認済を出すという手続きを前々から言っておるんですが、どうも縦割行政の弊害として、横の連絡が全然ないという風に判断をいたしております。今後、事務局にお願いでございますが、そういった手続きが完了したのを確認した上で建設部、どこの課になるか分かりませんが、出すように横の連絡を取っていただきたいと思います。そうしませんと、いつまで経ってもこういう問題は解決しないと思っております。

これにだけ時間をかけてもあれなんです。いかがでしょうか。

一括で採決をとらせていただいでよろしいでしょうか。それとも、4号は外して採決に入りましょうか。ご意見を頂きたいと思います。

第 9 番 (佐々岡常喜 委員)

難しければ4号はちょっと。本人さんがこっちに5月には来られますので、それまで置かれても結構ですよ。私と話を全然してくれんので分からんですよ。

会 長 担当委員さんの方からそういった発言がございましたので、今回につきましては、4号については保留をさせていただいてもよろしいでしょうか。

委 員 (はいの声、多数)

会 長 それではその様にさせていただきます。

それでは1号、2号、3号について採決に入ります。

第4条申請について4号以外にご承認いただける方の挙手をお願いします。

委 員 ~挙手 多数

会 長 ありがとうございます。以上で農地法第4条申請については4号以外は承認されましたので、そのように処理をいたします。

会 長 続きまして、議第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 はい。それでは、農地法第5条申請についてご説明いたします。

農地法第5条申請は、農地の所有者など権利を有する者から他の者が権利を取得して、農地以外の用途に転用したいというものです。

1号について説明します。申請地は、資料13ページ、図面番号⑦をご覧ください。申請地は、国分町の畑外3筆の畑合計221㎡です。場所は県立浜田養護学校から約550m南の唐鐘11町内です。申請地は農用地区域内、都市計画区域内の用途指定なしの地域で、農用地区域からの除外については、島根県と協議済です。除外後の農地区分は第2種農地に該当します。転用目的は、申請地を宅地拡張するものです。なお、申請地がすでに農業用倉庫兼居宅に転用されており、始末書の提出がありましたので、総会資料14ページに掲載しています。周囲に隣接する農地はなく、他の農地への影響はないものと思われれます。

続きまして2号について説明します。申請地は、先ほどと同じ資料13ページ、

図面番号⑧をご覧ください。申請地は、下府町の畑 269 m²です。場所は県立浜田養護学校から約 750m 南の下府 5 町内です。申請地は農用地区域外、都市計画区域内の第 2 種中高層住居専用区域で、第 3 種農地に該当します。転用目的は、申請地に個人住宅を建設するものです。周囲に隣接する農地はなく、他の農地への影響はないものと思われま

す。続きまして 3 号、4 号について説明します。申請地は、資料 1 5 ページ、図面番号⑨をご覧ください。申請地は、旭町丸原の田、97 m²と同じく旭町丸原の田 173 m²です。場所は旭 IC から約 500m 南西の旭町柳行政区です。申請地は農用地区域内、都市計画区域内の用途指定なしの地域で、農用地区域からの除外については、島根県と協議済です。除外後の農地区分は第 2 種農地に該当します。転用目的は、申請地に個人住宅を建設するものです。生活排水は、下水に接続しまた、雨水は道路側溝へ排出するため、他の農地への影響はないものと思われま

す。続きまして 5 号について説明します。申請地は、資料 1 6 ページ、図面番号⑩をご覧ください。申請地は三隅町三隅の田、159 m²です。場所は、浜田市三隅支所から約 900m 北の三隅町小野地区です。申請地は農用地区域内、都市計画区域内の用途指定なしの地域で、農用地区域からの除外については、島根県と協議済です。除外後の農地区分は第 2 種農地に該当します。転用目的は、申請地を駐車場にするもので他の農地への影響はないものと思われま

す。続きまして 6 号について説明します。申請地は、資料 1 7 ページ、図面番号⑪をご覧ください。申請地は金城町七条の田、1,215 m²です。場所は、若林バス停から約 300m 南西の金城町七条若林地区です。この申請地は農用地区域内、都市計画区域外の地域で、農用地区域からの除外については、島根県と協議済です。除外後の農地区分は第 2 種農地に該当します。転用目的は、申請地に太陽光発電を設置するもので他の農地への影響はないものと思われま

す。続きまして 7 号について説明します。申請地は、先ほどと同じ資料となりますが 7 ページ、図面番号⑬をご覧ください。申請地は金城町今福の畑、外 1 筆の畑、合計 474 m²です。場所は、市立今福小学校から約 430m 南西の今福町内です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域外の地域で、第 2 種農地に該当します。転用目的は、申請地に個人住宅を建設するものです。生活排水は、浄化槽を通して道

事務局 路側溝へまた、雨水も道路側溝へ排出するため、他の農地への影響はないものと思われま

す。
続きまして8号について説明します。申請地は、資料18ページ、図面番号⑫をご覧ください。申請地は三隅町岡見の畑、11㎡です。場所は、松原集会所から約100m南西の三隅町松原西地区です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の用途指定なしの区域で、第2種農地に該当します。転用目的は、申請地を進入路にしようとするものです。なお、申請地がすでに進入路に転用されており、始末書の提出がありましたので、総会資料19ページに掲載しています。周囲に隣接する農地はなく、他の農地への影響はないものと思われま

す。
農地法第5条申請については、以上8件です。

会長 ただ今、第5条申請についての説明がありました。担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。

1号、2号につきまして22番の三明委員お願いします。

第22番 (三明 多佳志 委員)

22番の三明です。事務局の方が説明したとおりですのでよろしく願

会長 3号、4号につきまして、26番の宮崎委員お願いします。

第26番 (宮崎 龍生 委員)

はい。26番の宮崎です。この二つの番地は二名の方の持ち物で、ここへ△△君という若者が現在、浜田市の住宅に住んでおられるんですが、ここに個人住宅を建てたいと言っておられますので、是非ともよろしく願

会長 5号につきまして、34番の玉田委員お願いします。

第34番 (玉田 一 委員)

はい。34番の玉田です。2月の12日に現地確認を事務局とさせていただき
ましたけども、説明がありましたとおりに問題はないと思いますので、よろしくお
願いしたいと思います。

会 長 6号につきまして、21番の岡堂委員をお願いします。

第21番 (岡堂 正顯 委員)

はい。21番の岡堂です。写真でご覧の様に、右側に傾斜が付いていますよね。
ここに太陽光パネルを設置する訳ですが、聞いた所では、49.5キロワットでし
た。だからこの赤線内にその49.5キロワットの太陽光パネルを設置するという
事でございますが、隣接する農地に何ら問題はありませんので、よろしくお願
いいたします。

会 長 7号については、岡本委員欠席ですので、事務局からお願いします。

事 務 局 はい。先程の今福の件でございますけども、岡本委員さんと現地の方を確認し
て問題はないとお答えを頂いております。

会 長 8号について、27番の渡辺委員をお願いします。

第27番 (渡辺 弘之 委員)

渡辺です。先日、事務局さんと一緒に現地を確認いたしました。特に問題はな
いと思いますので、先程説明のとおりよろしくをお願いします。

会 長 以上で、第5条申請について8件、全ての説明が終わりました。委員の皆様方
からご意見ご質問がございましたらお願いします。

委 員 (ありませんの声)

会 長 ないようですので、採決に入りたいと思います。
第5条申請についてご承認いただける方の挙手をお願いします。

委 員 ~挙手 多数

会 長 ありがとうございます。以上で農地法第5条申請については承認されましたので、そのように処理をいたします。

会 長 続きまして、議第4号、転用統制外証明願について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 それでは、転用統制外証明願、いわゆる非農地証明願についてご説明いたします。非農地証明は、登記簿上の地目は田や畑などの農地であっても、農地法が施行された昭和27年以前から農地以外の用途で利用されてきたもの、自然災害により被災、埋まってしまったもの、自然荒廃や耕作放棄により概ね20年以上放置し再び農地として利用される可能性の無いものなどに対して農業委員会が認めて交付されるものです。地目変更登記申請などに必要な証明です。

1号は、資料21ページ、図面番号⑬をご覧ください。申請地は、長浜町の畑、1,024㎡です。場所は市立長浜小学校から約850m南西の、長浜9町内です。当該申請地は、年月日不詳より耕作放棄され、現在は山林化しています。

2号は、資料22ページ、図面番号⑭をご覧ください。申請地は、三隅町の田、373㎡です。場所は市立黒沢公民館から約1.6km北東の、黒沢4区です。当該申請地は、年月日不詳より耕作放棄され、現在は原野化しています。

転用統制外証明願は、以上2件です。

会 長 ただ今、事務局から転用統制外証明願についての説明がありましたが、担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。

1号につきましては、私の担当地区でございますが、写真でご覧の様に竹やぶでございます。以前は畑として使っておられたと思いますけども、現状はこのよ

会 長 うな状況になっております。ひとつよろしく願いいたします。

会 長 2号につきまして、32番の野上委員お願いします。

第32番 (野上 省三 委員)

32番野上です。これも先日、2月12日に事務局さんと現地確認に行きました。写真のとおり原野化になっておりますので、よろしく願いいたします。

会 長 以上で転用統制外証明願についての説明が全て終わりました。この件につきまして、ご意見ご質問がございましたらお願いします。

委 員 (ありませんの声)

会 長 ご意見ご質問が無いようですので採決に入ります。
転用統制外証明願につきまして、ご承認いただける方は挙手をお願いします。

委 員 ~挙手 多数

会 長 ありがとうございます。ご承認いただきましたので、そのように処理いたします。

会 長 続きまして、協議、報告事項について事務局の説明をお願いします。

事 務 局 それでは、農地利用目的変更届について報告いたします。
農地利用目的変更届とは、自己の所有する田を埋め立てて畑や果樹園など、利用目的を変更する場合に届け出ていただくものです。
1号から5号について説明します。資料23ページ、図面番号⑮をご覧ください。届出地は、三隅町古市場の田、1,159㎡と古市場の田992㎡、古市場の田1,170㎡、古市場の田1,311㎡、古市場の田1,040㎡です。場所は、三隅中央公園から約400m北西の三隅町上古市です。この届けは、高速道路仮設道設置に伴い田を畑

事務局 として利用するものです。
以上、報告します。

会長 以上で報告が終わりました。この件につきまして、皆様方からご意見ご質問がございましたらお願いします。

会長 ごさいませんでしょうか。
ないようですので報告を終わります。

会長 その他事務局からありましたらお願いします。

事務局 別添、事務連絡をご覧ください。
1点目は「農地意向調査」についてです。別添の資料をご覧ください。このあとバスに乗って現場の眼合わせを実施いたしますが、その前に、別紙資料により前回までのおさらいをしたいと思います。
資料により説明
なお今回、皆様に提示いたしましたデータは、H27年に現地調査をしていただきました結果の内、1（A分類）のデータを農地台帳より抽出し、且つ場所が分かったと思われるものを皆様に提示しております。基本このデータについて、意向調査を実施いたします。
現在皆様には全員ではありませんがこれも新しい地図で場所を提示したいものを添付しております。無い方について作成でき次第は早急に郵送で送付させていただきます。大変申し訳ありませんが、このデータと地図により、これから研修します眼合わせの結果、1（A分類）でいいかチェックしていただき、出来次第事務局に提出していただきますようお願いいたします。
ちなみに、耕作放棄地の税金アップに伴い、2月中に意向調査を実施するよう言われており、全部でなくてもできるどこからでもやっていけと言われておりますので、皆様大変お忙しいと思いますが出来次第事務局に提出していただきますようお願いいたします。

会 長

そのほかについて、皆様方から何かありましたらお願いします。
それでは以上を持ちまして、第13回総会を終了します。

終了 午前10時58分

以上、本日の議事の顛末を記録し、相違ないことを認め署名する。

議 長

委 員

委 員